

セーフティネット保証5号に係る市長認定申請について（要件ハ-利益率減少）

この資料は「経営安定関連（セーフティネット）保証5号に係る市長認定（要件ハ-利益率減少）」の申請手順及び必要書類をご案内するためのものとなります。

1.申請手順

<手順>	<備考>
<p><手順1> 営んでいる事業の業種番号を調べて、当該業種が指定業種に該当しているか確認する → 業種番号を調べる → 現在、指定されている業種</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業種番号とは「日本標準産業分類」に基づいて、営まれている事業の業種ごとに定められた4桁の数字のことです（詳細は、以下を確認） → 総務省 HP（日本標準産業分類に関するお問い合わせについて）
<p><手順2> 企業認定基準を確認する → 「e-KOBE 判定ナビ」 で確認する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業認定基準確認とは、「行っている事業」と「指定業種の関係」によって決まるものです
<p><手順3> 該当する認定基準①②の各要件を全て満たしているか確認する</p>	<p><営業利益率の算出方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人：(3か月間の営業利益)/(3か月間の売上高) 個人事業主：(売上-売上原価-経費)/売上 <p>※試算表で確認する</p>
<p><認定基準①> 営んでいる事業がすべて「指定事業」の場合 様式：5-ハ-①</p>	<ul style="list-style-type: none"> *最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少していること
<p><認定基準②> 営んでいる事業が「指定事業」と「非指定事業」の場合 様式：5-ハ-②</p>	<ul style="list-style-type: none"> *最近3か月における指定事業の売上高が企業全体の売上高の5%以上を占めていること *企業全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少していること
<p><手順4> 必要書類を準備して申請書を作成する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 必要書類」を確認のうえ、ご準備ください。 ・準備ができましたら、申請書の内容に沿って必要事項をご記入ください
<p><手順5> 下表のいずれかの提出方法で、書類を提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[窓口予約] 土・日・祝日・年末年始を除く前日までに 「e-KOBE」 からお申込みください。 ・[電子申請] こちらの URL よりご申請ください。
<p><手順6> 認定審査を受けて、認定書の交付を受ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下表（提出方法と審査方法及び交付までの所要日数）をご確認ください

<提出方法と審査方法及び交付までの所要日数>

提出方法	審査方法	交付
申請者本人が市長認定窓口へ持参する	対面	即日～1週間程度
申請者から委任を受けた金融機関等が市長認定窓口へ持参する	対面	即日～1週間程度
申請者本人が電子申請する	インターネット	申請日から3営業日以内
申請者から委任を受けた金融機関等が電子申請する	インターネット	申請日から3営業日以内

※交付までの所要日数は、申請書類に不備等がない場合とします

※電子申請に関しては、[神戸市 HP の「電子申請のご案内」](#)をご確認ください

その他、次頁の内容もご確認ください

2.必要書類

[\[様式のダウンロード\]はこちら](#)

- ・下記書類は目安となりますので、追加で書類が必要となる場合があります
- ・兼業は売上高等の構成比に関わらず、営んでいる全ての業種を対象とします

法人	個人事業主
(1) 申請書 ※申請書は「企業認定基準」から、該当するものをご使用ください ※月平均売上高営業利益率計算書の月平均営業利益率（A、B）等をそれぞれ転記してください	
(2) - ① 売上高営業利益率計算書（神戸市指定様式） ※月別試算表を基に、売上高、営業利益をご記入ください。	
(2) - ② 試算表 ※売上高営業利益率の把握が必要であり、その把握については事業毎の試算表を用いて行うことを要します。 <u>※試算表を作成していない場合は、試算表の作成を要します</u>	
(3) 履歴事項全部証明書（写し） ※主に事業実態（事業所所在地が神戸市内であること）を確認するための書類となります ※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は、市内に事業所があることを証明する書類（支店登記、許認可証、賃貸借契約書等）をご提出ください ※現在の状況と相違なければ、発行日は問いません	(3) 確定申告書（青色又は白色）（写し） ※主に事業実態（事業所所在地が神戸市内であること）を確認するための書類となります ※税務署の申告受付印のあるものを添付ください（電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください） ※確定申告書のうち、以下のものをお持ちください ・別表 ・決算書（青色申告の場合）又は、 ・収支内訳書（白色申告の場合） ※確定申告書にて事業実態が確認できない場合は、確定申告書に加えて、「個人の開業届」や「許認可証等」をお持ちください
(4) 誓約書 ※金融機関等による代理申請の場合は不要となります	
(5) 委任状兼誓約書 ※金融機関等が代理で申請される場合に必要となります ※事前に売上等の確認を金融機関等が行った場合は、確認者欄にご記入ください ※本委任により行った代理人のすべての行為に関して、本市は一切の責任を負いかねますので、委任される際に代理人との間で、書類訂正等について十分に認識合わせを行ってください	

その他、次頁の内容もご確認ください

3.注意事項

- ・認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へ経営安定関連保証の申込みをすることが必要です
- ・当該市長認定を受けても、信用保証協会による保証審査や民間金融機関による融資審査において融資を受けられないこともあります
- ・認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には認定書が無効になる場合があります

○比較対象とする年以降の法人成りについて

比較対象とする年時点で、個人事業をしていた場合でも「個人の廃業届」及び「法人設立届」にて同一の代表者による同一事業での法人成りであることが確認できれば、個人事業時の売上高等と比較することが可能です

また、親子、夫婦、兄弟が事業を承継する場合においても「法人成り」と見做します（この場合、旧事業主の「個人の廃業届」及び新事業主の「個人の開業届」にて確認を行います）

「特定中小企業者に係る市長認定」における業種の調べ方

手順	備考等																																							
①確定申告書（別表）から事業内容を確認する	※まずは、大きな分類を特定します（建築業、飲食店、不動産業等） ※この他、法人であれば「法人事業概況説明」、個人事業主であれば「決算書（青色申告用）」でも確認できます																																							
②分類検索システムを開く ※総務省が所管する「日本標準産業分類」の検索システムです	URL： https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10																																							
③①で特定した事業内容に該当する項目名を選択する ※詳しい情報は [Info] を押下すると確認できます ※今回は [M 宿泊業、飲食サービス業] を選択	 <p>すべて表示 (分類を集約しないで一覧表示します)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類コード</th> <th>項目名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>農業、林業 (2)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>漁業 (2)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>鉱業、採石業、砂利採取業 (1)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>建設業 (3)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>製造業 (24)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>電気・ガス・熱供給・水道業 (4)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>情報通信業 (5)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>運輸業、郵便業 (8)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>卸売業、小売業 (12)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>金融業、保険業 (6)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>不動産業、物品賃貸業 (3)</td> <td>info</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>学術研究、専門・技術サービス業 (4)</td> <td>info</td> </tr> </tbody> </table>	分類コード	項目名		A	農業、林業 (2)	info	B	漁業 (2)	info	C	鉱業、採石業、砂利採取業 (1)	info	D	建設業 (3)	info	E	製造業 (24)	info	F	電気・ガス・熱供給・水道業 (4)	info	G	情報通信業 (5)	info	H	運輸業、郵便業 (8)	info	I	卸売業、小売業 (12)	info	J	金融業、保険業 (6)	info	K	不動産業、物品賃貸業 (3)	info	L	学術研究、専門・技術サービス業 (4)	info
分類コード	項目名																																							
A	農業、林業 (2)	info																																						
B	漁業 (2)	info																																						
C	鉱業、採石業、砂利採取業 (1)	info																																						
D	建設業 (3)	info																																						
E	製造業 (24)	info																																						
F	電気・ガス・熱供給・水道業 (4)	info																																						
G	情報通信業 (5)	info																																						
H	運輸業、郵便業 (8)	info																																						
I	卸売業、小売業 (12)	info																																						
J	金融業、保険業 (6)	info																																						
K	不動産業、物品賃貸業 (3)	info																																						
L	学術研究、専門・技術サービス業 (4)	info																																						

④表示された項目名から該当するものを選択する
 ※詳しい情報は [Info] を押下すると確認できます
 ※今回は [76 飲食店] を選択

統計分類・用語の検索

▼検索条件
 年度で絞込み 平成25年[2013年]10月改定 改定状況

キーワード検索 キーワードを入力

▼検索オプション

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 宿泊業, 飲食サービス業

すべて表示 (分類を集約しないで一覧表示します)

分類コード	項目名	Info
75	宿泊業 (5)	Info
76	飲食店 (9)	Info
77	持ち帰り・配達飲食サービス業 (3)	Info

⑤表示された項目名から該当するものを選択する
 ※詳しい情報は [Info] を押下すると確認できます
 ※今回は [762 専門料理店] を選択

統計分類・用語の検索

▼検索条件
 年度で絞込み 平成25年[2013年]10月改定 改定状況

キーワード検索 キーワードを入力

▼検索オプション

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 宿泊業, 飲食サービス業 > 飲食店

すべて表示 (分類を集約しないで一覧表示します)

分類コード	項目名	Info
760	管理, 補助的経済活動を行う事業所 (76飲食店) (2)	Info
761	食堂, レストラン (専門料理店を除く) (1)	Info
762	専門料理店 (6)	Info
763	そば・うどん店 (1)	Info
764	おし店 (1)	Info
765	酒場, ビヤホール (1)	Info
766	バー, キャバレー, ナイトクラブ (1)	Info

⑥表示された項目名から該当する項目名の [Info] を押下する
 ※今回は [7623 中華料理店] を選択

統計分類・用語の検索

▼検索条件
 年度で絞込み 平成25年[2013年]10月改定 改定状況

キーワード検索 キーワードを入力

▼検索オプション

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 宿泊業, 飲食サービス業 > 飲食店 > 専門料理店

すべて表示 (分類を集約しないで一覧表示します)

分類コード	項目名	Info
7621	日本料理店	Info
7622	料亭	Info
7623	中華料理店	Info
7624	ラーメン店	Info
7625	焼肉店	Info
7629	その他の専門料理店	Info

⑦以下の項目を確認して、営んでいる事業内容と合致するかを確認する

- ・ 細分類の説明
- ・ 事例
- ・ 不適合事例

※不適合事例は、合致していないことを確認してください。

※営んでいる事業が不適合事例の業種に該当する場合は、当該業種番号の詳細を確認してください。

e-Stat 統計で見る日本
 政府統計の総合窓口

お問い合わせ | ヘルプ | English

ログイン 新規登録

統計データを探す 統計データの活用 統計データの高度利用 統計関連情報 リンク集

トップページ / 統計分類・用語の選択 / 統計分類・用語の検索 / 詳細情報

▼詳細情報

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 宿泊業, 飲食サービス業 > 飲食店 > 専門料理店 > 中華料理店

統計分類	日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)
大分類	M 宿泊業, 飲食サービス業
中分類	76 飲食店
小分類	762 専門料理店
細分類	7623 中華料理店
細分類の説明	主として中華料理をその場で飲食させる事業所をいう。
事例	中華料理店; 上海料理店; 北京料理店; 広東料理店; 四川料理店; 台湾料理店; ぎょうざ (餃子) 店; ちゃんぽん店
不適合事例	中華そば店 [7624]; ラーメン店 [7624]

<p>⑧確認した結果、相違なければ完了 です ※今回の業種番号は [7623 中華料理店] となります</p>	
---	--

※上記の検索方法のほか、キーワード検索も可能となっておりますので、こちらもご活用ください。

<参考>

出所：総務省 HP（日本標準産業分類に関するお問い合わせについて）

(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/contact.htm#A2)

<日本標準産業分類の基本的な考え方>

Q1：「日本標準産業分類」とは何ですか？

Q2：どこに分類されるかはどのように確認すればいいですか？

Q3：日本標準産業分類には内容例示が掲載されていますが、例示に無いものは該当しないということでしょうか？

Q4：複数の経済活動を行っている場合は、どうやって分類するのですか？

Q5：モノを製造して販売している場合、どこに分類されますか？

Q6：モノを加工して販売している場合、製造業又は卸売業、小売業のどちらに分類されますか？

Q7：どのような事業所が「サービス業」に該当しますか？

<よくお問合せいただく個別事例>

Q8：「介護サービス付きマンションの賃貸」はどこに分類されますか？

Q9：「カット野菜の製造」はどこに分類されますか？

Q10：工場野菜やきのこを栽培する場合は、製造業ですか？

Q11：「ソーラーパネル（太陽光発電システム）の販売、設置」はどこに分類されますか？

Q12：ソーラーパネル（太陽光発電システム）を設置して、発電した電気を売る場合はどこに分類されますか？

Q13：9299 他に分類されないその他の事業サービス業」は、どのような産業が分類されるのですか？

<間違いやすい個別事例>

Q14：「車いすの製造」はどこに分類されますか？

Q15：単にクレーンを賃貸するのではなく、オペレーターを付けて現場へ行き、建設現場内でクレーン作業を請け負う事業所はどこに分類されますか？

Q16：「8911 自動車一般整備業」と「8919 その他の自動車整備業」の違いは何ですか？